

現在実施されている施策例

掲載されている情報は、平成21年6月22日時点のものであり、最新の情報については国土交通省HP等でご確認ください。

1. 設置及び活動目的

建設産業人材確保・育成推進協議会は、都道府県ごとの建設産業人材確保・育成推進協議会(若年建設従事者入職促進協議会)等の全国組織として平成5年8月に設置されたものであり、建設産業への入職の促進にとどまらず、入職後の人材育成・活用・定着等幅広い人材対策の総合的な推進を活動目的としている。

2. 重点事項

「技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業を目指して」を目標として、以下の内容に重点を置いた活動を実施する。

- (1) 人材の確保・定着に資する建設労働の社会的評価の向上
- (2) 教育訓練機会の確保と訓練効果の向上
- (3) 建設業退職金共済制度等の福利厚生制度の推進
- (4) 基幹技能者その他の資格制度の活用推進

3. 人材協による人材育成・対策の大臣表彰

全国8ブロック(北海道・東北、関東甲信越、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)で公募した人材の確保・育成や雇用労働条件の改善等に功績のあった企業のうち、優秀なものについて国土交通大臣顕彰又は総合政策局長を授与している。

4. 平成20年度 大臣顕彰例

企業名: 株式会社 下河原組(岩手県)

・建設業の仕事を正確に理解してもらうために、地元の中学生を対象とした「インターンシップ活動」を実施。

・社員の資格取得費用に対する全額負担や一定の資格取得後の手当支給、さらに社員の士気と生産性の向上を高めることを目的とした表彰制度を設け、社員の評価・処遇等を体系的に整備。

・次世代の子供達が一人でも多く、「将来、建設産業に携わりたい」と感じてもらえるように、除雪ボランティア等様々な地域活動に参画。

企業名: 砺波工業 株式会社(富山県)

・ものづくりの素晴らしさを伝えるために中学生や高校生を対象とした「インターンシップ活動」を実施し、現場を通じた建設業のイメージアップを推進。

・社員のやる気と努力の功績に応えるために、資格取得費用に対する補助及び資格取得後の手当の支給、さらに社員の能力向上や意識高揚を目的とした表彰制度を設け、社員の評価・処遇等を体系的に整備。

・女性進出の機会を増やすとともに女性の雇用安定を図るため、育児休業と介護休業の二つの制度を制定。

【背景】

建設業就業者の年齢構成をみると、50歳以上が4割(特に55歳以上が約3割)、30歳未満は年々低下 高齡化の急速な進展
我が国の若手(15～29歳)労働人口が2015年までの10年間で300万人減少の可能性
建設業における生産性の向上、建設生産物の品質の確保を阻害しないためには、建設技能者の確保・育成を図ることは重要
専門工事業者は厳しい経営環境の中、人材の確保・育成に関する経費を削減



現場における技能の消失により、建設生産物の品質の確保に支障を生ずるおそれ

【事業概要】

技能承継問題が顕著な業種を重点的に、専門工事業における女性技能者の確保・育成・活用、熟練技能者の活用や若年者への技能承継等に資する先導的取組等をモデル的な取組として支援。

平成21年度は、モデル事業の対象を拡充し、平成20年度の取組も踏まえ建設技能の確保・育成に関する社会的仕組みの構築を図る。

- ・平成20年度:元請下請連携による技能習得、女性等新たな担い手の活用
- ・平成21年度:女性技能者の確保・育成・活用、熟練技能者の活用や若年者への技能承継 等

モデル的取組のイメージ(案)

女性技能者の確保・育成・活用を図る取組

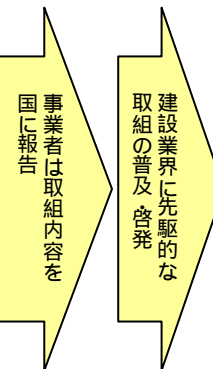
- ・女性技能者が新たな技能を習得する手法の確立に向けた取組や女性の就職促進を図る取組 等

熟練技能者の活用や若年者への技能承継を図る取組

- ・退職した高齢者を講師として活用する実践的指導等の取組や熟練技能者の指導方法の確立に向けた取組
- ・地域ニーズに応じた若年者を確保するため技能承継手法の確立に向けた取組や若年者の就職促進を図る取組 等

その他、技能承継の推進や技能者の確保・育成に資する先導的な取組

- ・元請下請連携による技能承継等に関する取組や技能労働者の確保・育成に関する調査・検討等の取組
- ・建設業団体等が建設業に関係する教育・訓練機関等と連携し、技能者の確保・育成を図る取組 等



建設技能の確保・育成
に関する社会的仕組み
の構築

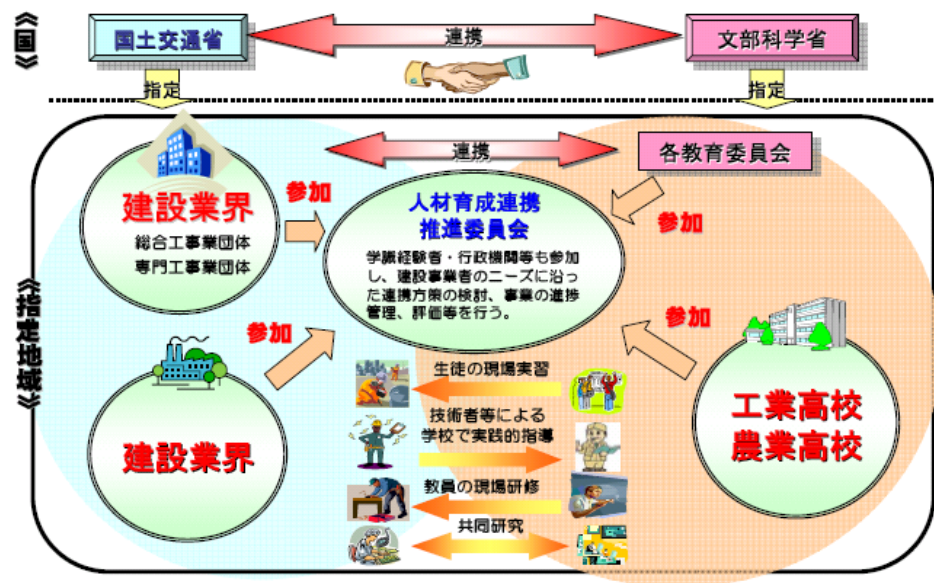
現場を支える人材の能力開発を
促進し、建設産業の生産性の向
上、建設生産物の品質の確保に
寄与

平成21年度「建設業人材確保・育成モデル事業(専門高校実践教育導入支援事業)」

地域の建設業界と専門高校(工業高校等)の連携による優秀な人材を確保・育成する仕組みを構築することを目的として、地域の建設業界、工業高校等、行政が協働して教育プログラムを開発・実証する地域に対し支援。

平成21年度 実施事業地域一覧

	提案事業主体		参加高校
	建設業界	教育委員会	
平成20年度 の継続指定地	(社)栃木県建設業協会	栃木県教育委員会	栃木県立宇都宮工業高等学校 栃木県立今市工業高等学校 栃木県立真岡工業高等学校
	(社)群馬県建設業協会	群馬県教育委員会	群馬県立前橋工業高等学校 群馬県立高崎工業高等学校
平成21年度 新規指定地域	(財)みやぎ建設総合センター	宮城県教育委員会	宮城県古川工業高等学校 宮城県白石工業高等学校
	(社)新潟県建築組合連合会	新潟県教育委員会	新潟県立新潟工業高等学校 新潟県立新発田南高等学校
	(社)兵庫県建設業協会	兵庫県教育委員会	兵庫県立東播工業高等学校 兵庫県立龍野実業高等学校 兵庫県立龍野北高等学校
	(社)長崎県建設業協会	長崎県教育委員会	長崎県立佐世保工業高等学校 長崎県立大村工業高等学校 長崎県立鹿町工業高等学校



管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件の具体化

主要3業務においては評価を行う具体的な資格要件を明示することにより、評価の透明性を図る。

主要3業務における具体的な資格要件

業務区分	標準設定資格	必要に応じて適用する資格等
土木コンサルタント	技術士(業務内容に応じた部門を明示)、RCCM	博士(工学) (博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。)
測量	(測量業務は測量法により測量士資格を必須としているため、選定時及び特定・入札時の評価項目としない。)	
地質調査	技術士(業務内容に応じた部門を明示)、RCCM、地質調査技士	博士(工学・理学・学術) (博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。)

1. 優秀施工者国土交通大臣顕彰の趣旨

建設産業は、住宅・社会資本整備の直接の担い手として、国民生活の向上に重要な役割を果たす我が国の基幹産業です。建設産業が良質な建設生産物を効率的に供給し、活力と魅力あふれる産業として発展するためには、優秀な人材の確保・育成が必要不可欠となっています。そこで国土交通省では、現場の第一線で「ものづくり」に直接従事している方の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている建設技能者の方を対象として、平成4年より実施してきた優秀施工者建設大臣顕彰を平成13年度より「優秀施工者国土交通大臣顕彰」として継続し、今年度の実施で17回目となります。

2. 「建設マスター」は最高峰の技能者

建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰者)は、建設産業に従事している現役の技能者の中で、第一線の現場作業に従事し、卓越した技能・技術を有している「ものづくりの名人」です。

< 建設マスターの顕彰基準 >

- [1]技能・技術が優秀であること
- [2]工事施工の合理化等に貢献していること
- [3]後進の指導育成に努めていること
- [4]安全・衛生の向上に貢献していること
- [5]他の建設現場従業者の模範となっていること

< 職種 >

- | | | | |
|---------|----------|----------------|-------|
| ・アンカー工 | ・石工 | ・ウェルポイント工 | ・ALC工 |
| ・解体工 | ・ガラス工 | ・機械器具設置工 | ・軌道工 |
| ・橋梁特殊工 | ・建設機械運転工 | ・建設機械運転工(海上工事) | |
| ・鋼構造物工 | ・コンクリート工 | ・左官工 | ・さく井工 |
| ・シールド工 | ・しゅんせつ工 | ・消防施設工 | ・推進工 |
| ・潜函工 | ・造園工 | ・大工 | ・タイル工 |
| ・建具工 | ・注入工 | ・鉄筋工 | ・電気工 |
| ・電気通信工 | ・道路標識設置工 | ・土工 | ・塗装工 |
| ・とび工 | ・トンネル工 | ・内装仕上工 | ・熱絶縁工 |
| ・配管工 | ・板金工 | ・ブロック工 | ・防水工 |
| ・ボーリング工 | ・舗装工 | ・屋根工 | ・溶接工 |

3. 選考方法

建設業者団体、都道府県及び国土交通省北海道開発局並びに地方整備局から推薦を受けた方について、優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会において審査・選考しています。

【5】建設関連業者登録制度の概要について

業種	測量業者	建設コンサルタント	地質調査業者
根拠法令等	測量法(昭和24年法律188号、業者登録昭和36年法律106号追加)	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示717号)	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示718号)
規制の性格	法律による規制(登録がなければ測量業を行うことは不可)、登録制(有効期間5年)	任意の制度(登録がなくても建設コンサルタントを行うことは可)、登録制(有効期間5年)	任意の制度(登録がなくても地質調査業を行うことは可)、登録制(有効期間5年)
目的	国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もって各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資すること(測量法第1条)	建設コンサルタント登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する建設コンサルタントについて、建設省に備える建設コンサルタント登録簿に登録することによる、個々の建設コンサルタントの業務内容を公示し、これらの建設コンサルタントを利用する依頼者の便宜に供するとともに、併せて建設コンサルタントの発達助長に資する。(昭和52年建設経済局長通達)	地質調査業者登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する地質調査業者について、建設省に備える地質調査業者登録簿に登録することによる、個々の地質調査業者の業務内容を公示し、これらの地質調査業者を利用する依頼者の便宜に供するとともに、併せて地質調査業者の発達助長に資する。(昭和52年建設経済局長通達)
登録に関する実質的要件	営業所ごとに測量士(技術者として基本測量・公共測量に従事する者)を1名以上置くこと(法第55条の13)	登録する部門毎に専任の技術管理者を置くこと(規程第3条1項1号) 建設コンサルタント業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用(資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上)を有すること(同2号)	専任の技術管理者を置くこと(規程第3条1項1号) 営業所毎に専任の現場管理者を置くこと(同2号) 地質調査業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用(資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上)を有すること(同3号)
登録後の義務	変更等の届出、財務に関する書類の提出、登録に関する情報の閲覧	変更等の届出、現況報告書(財務に関する書類を含む。)の提出、登録に関する情報の閲覧	変更等の届出、現況報告書(財務に関する書類を含む。)の提出、登録に関する情報の閲覧
業者の監督	営業停止(6月以内)、登録取り消し(2年間の再登録の禁止)、行政上の指導	登録消除(2年間の再登録の禁止)、行政上の指導	登録消除(2年間の再登録の禁止)、行政上の指導

平成21年度建設技術講習会について

現在、我が国においては「安全・安心で豊かな社会づくり」、「地球環境時代に対応した暮らしづくり」、「地域の活力と成長力の強化」等、大規模災害や地球温暖化また地域活力低下などへの対応が強く求められています。

私ども公共事業に関わる建設技術者は、依然として新しい財政状況の中、リスク及び信頼獲得、環境の保全、都市・地域の再生、入札契約制度改革と公共工事の品質確保、アセットマネジメントの考え方を取り入れた知識・能力維持確保など多くの課題に取り組みながら、これらの課題に対応していく必要があり、技術力や企画・立案、説明力、交渉力など多様な資質の一層の向上が求められています。

(社)全日本建設技術者協会の建設技術講習会は、公共事業に関わる諸問題解決や実務の習得、最新情報の収集等事業に直接役立つ内容により開催されており、公共事業に関わる広汎な職員の研修の機会として大変有意義なものです。

全国の皆様のご参加をお待ちしています。



(社)全日本建設技術者協会
研修委員長
前川 秀和
(国土交通省大臣官舎建設課長)

1 公共事業の効率的かつ円滑な執行に役立ちます



この講習会では、社会福祉に係る広範囲な行政課題や建設技術に関する内容をはじめ、危機管理、入札契約制度改革と公共工事の品質確保、建設リサイクル、コスト構造改善など最新のテーマをとり上げ、最新の情報を提供します。本講習会は、国土交通省の指導、関係自治体の共催・後援のもと実施しています。

2 講義内容が充実しています

研修にあたっては、毎回オリジナルテキストを作成しています。講義は業務に役立つタイムリーな内容となるよう、研修委員会(国・県・市・機構・公社職員で構成)において検討し決定しています。

講師には建設行政や建設技術等の各分野において第一線で活躍の方々を迎えています。



3 現場研修に参加できます



講習会最終日(3日目)には、開催地における実際の公共工事や土木施設等の視察をとり入れています。

地域における特色ある事業の計画、設計・施工や施設の管理など、最新の建設技術の情報を得たり、また、施設管理者(発注者)の現地における対応などを学ぶことができます。

4 参加しやすい費用です

参加費用は低廉で参加しやすいものとしています。(標準料3,000円/名(2日)、研修料無料7,000円/名)また、宿泊等の制度も行っています。

◎ 社団法人 全日本建設技術協会について

昭和34年設立、昭和34年建設大臣許可の公益法人。会員は国土交通省・農林水産省・国土庁・自治体・機構・公社等に勤務する建設技術関係職員で、会員数は現在、約7万4千名を数えています。

本会では、公共事業の担い手である建設技術関係職員の技術水準の向上等を図り、建設事業の合理化とその進歩発展に寄与することを目的としています。

平成21年度建設技術講習会開催計画

年月	開催地及び開催場所	テーマと概要	開催日程 (講習会) (現場研修)
21年7月	北海道(札幌市) 共済ホール	第549回 リスク及び危機管理 災害リスクの増大に対応した防災・減災対策	7/8(水) 7/9(木) (7/10(金))
		第550回 上水道行政の課題・下水道行政の課題<2会場> 快適な暮らしを実現する豊かな水環境整備の取り組み (上水道行政、下水道行政における施策の展開と技術情報)	8/19(水) 8/20(木) (8/21(金))
9月	群馬県(高崎市) 文化会館	第551回 環境の保全・建設リサイクルの推進 地球環境問題に対する取り組みと循環型社会形成の推進	9/2(水) 9/3(木) (9/4(金))
		第552回 河川行政の課題、都市・地域整備行政の課題<2会場> 安全で快適な暮らしの実現と地域活力の向上に向けて (河川行政、都市・地域整備行政における施策の展開と技術情報)	9/16(水) 9/17(木) (9/18(金))
10月	富山県(富山市) 富山県庁の森	第553回 施工の管理・検査と工事の安全 施工管理及び検査技術の習得と安全確保に係る情報	10/14(水) 10/15(木) (10/16(金))
		第554回 道路行政の課題、港湾・漁港行政の課題<2会場> 安全で快適な暮らしの実現と地域活力の向上に向けて (道路行政、港湾・漁港行政における施策の展開と技術情報)	10/28(水) 10/29(木) (10/30(金))
11月	兵庫県(神戸市) 神戸文化ホール	第555回 入札契約制度改革と公共工事の品質確保 公共調達における発注者の責任や建設業界とのパートナーシップのあり方等について	11/11(水) 11/12(木) (11/13(金))
		第556回 コスト構造改善と工事精算(土木・建築)<2会場> 公共事業のコスト削減の取り組みと市場の変化に対応した精算技術	11/25(水) 11/26(木) (11/27(金))
22年1月	佐賀県(佐賀市) 佐賀市文化会館	第557回 アセットマネジメントと公物管理の課題 戦略的な維持管理、更新技術や公物管理を巡る紛争事例	1/20(水) 1/21(木) (1/22(金))
		第558回 災害復旧 公共土木施設の災害復旧申請業務等について	2/3(水) 2/4(木) (2/5(金))
2月	香川県(高松市) アルファおたけさホール	第559回 公共事業を巡る諸課題と建設技術者のあり方 公共事業の説明責任、責任パートナーシップ、技術者倫理等について	2/17(水) 2/18(木) (2/19(金))

(上記開催計画は変更となる場合があります)(CPDB学習プログラム認定講習会です)

ヨーロッパ公共施設調査(訪問調査)実施計画

開催年月	回 数	予定人員	調 査 先
平成22年1月	第25回	35名	8日 公式訪問先: 欧州2~3カ国

※開催月については、決定次第、地方協会等に連絡します。



公式訪問(カールスルーエ市)

参加のお申し込みは

各回の開催約2ヵ月前に、地方協会等にて、「開催案内」を送付します。詳しくは、右記までお問い合わせ下さい。

社団法人 全日本建設技術協会 事業課

〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-13
TEL:03(3585)4545 FAX:03(3585)6540
E-mail: jigyou_kousyuu@zenken.dion.ne.jp
◎ホームページ <http://www.zenken.com/>

平成20年度総合評価方式等導入支援事業

公共工事における総合評価方式の導入に取り組む市区町村、総合評価方式の導入支援に取り組む都道府県・市区町村を対象として、総合評価方式等導入支援事業を実施。

支援メニュー

市区町村向け

- ・ 都道府県や都道府県技術センター、民間建設コンサルから **技術者の派遣を受けるために必要な費用**
- ・ 市区町村による **実務的な検討に必要な費用** (規程の整備等に必要なコンサル等への業務委託費等)
- ・ **学識経験者からの意見聴取に必要な経費** (委員等旅費、謝金等)
- ・ **総合評価方式の導入資料(マニュアル、DVD等)の提供**

都道府県向け

- ・ 市区町村に対する **技術者の派遣経費** (旅費・日当等)
 - ・ 学識経験者からの **意見聴取の共同実施に必要な経費** (委員等旅費、謝金等)
 - ・ 総合評価方式の普及・啓発のための **講習会、研修会等の開催経費** (会場借料、資料費等)
 - ・ 総合評価方式の普及・啓発のための資料の **作成・配布費用**
- この他に、発注方式を全面的に改善しようとする団体が行うコンサル等への業務委託費用も支援。



地域要件、地域貢献度、地域精通度の設定

プロポーザル方式及び総合評価落札方式における地域要件、地域貢献度等の採用方針について検討

地域要件、地域貢献度等の評価方針を明確化することにより、評価の透明性を図る。

測量、地質調査・作業等に伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することを明記。

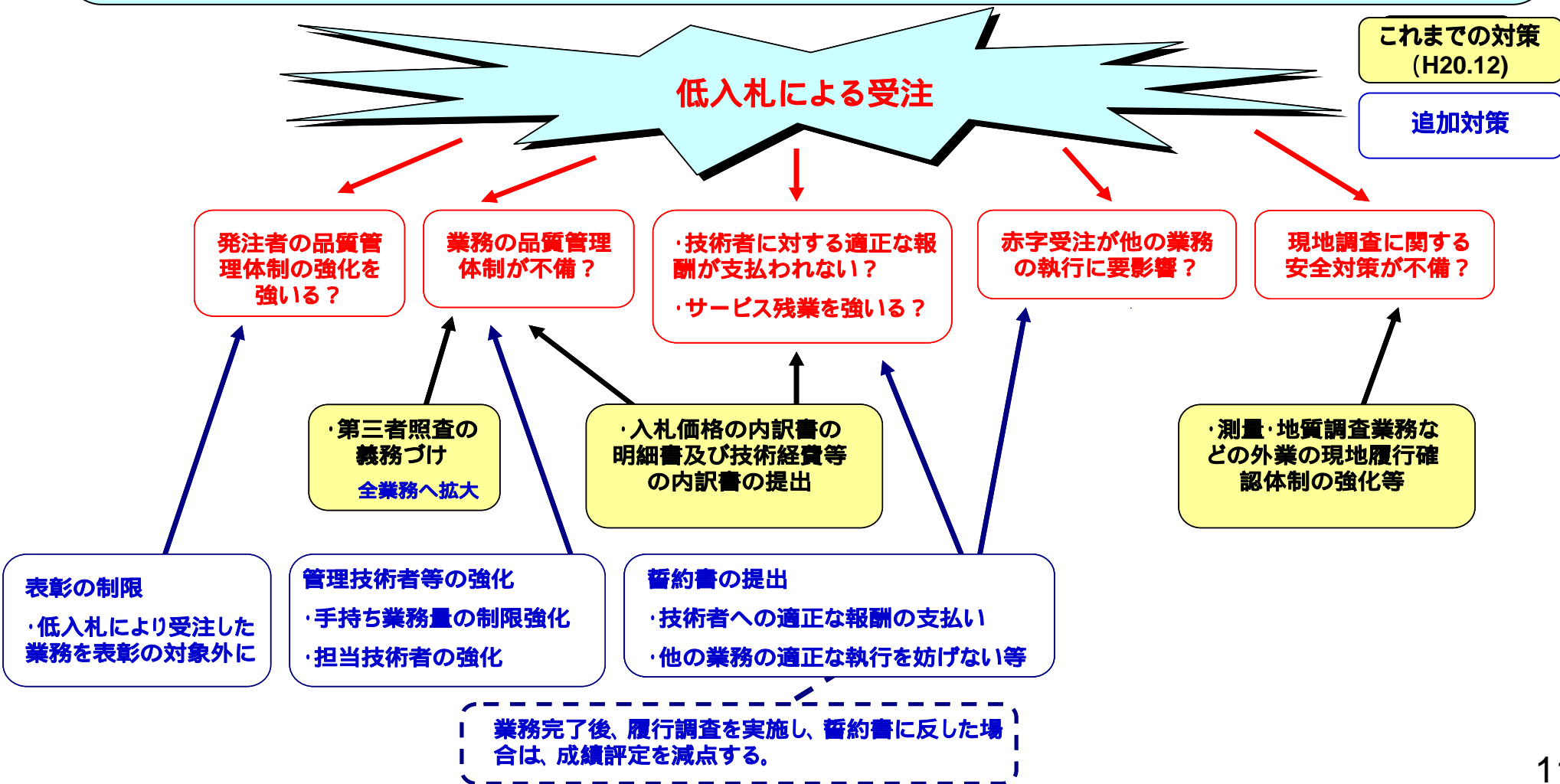
プロポーザル方式では、原則として地域要件を設定しない。地域貢献度は評価しない。地域精通度は技術者評価（選定、特定段階）及び実施方針（特定段階）の中で実施する。

総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じて地域要件を設定する。地域貢献度は災害協定等の締結状況を勘案して、必要に応じて企業の評価（選定段階のみ）の指標とする。地域精通度は技術者評価（選定、入札段階）の指標とする。

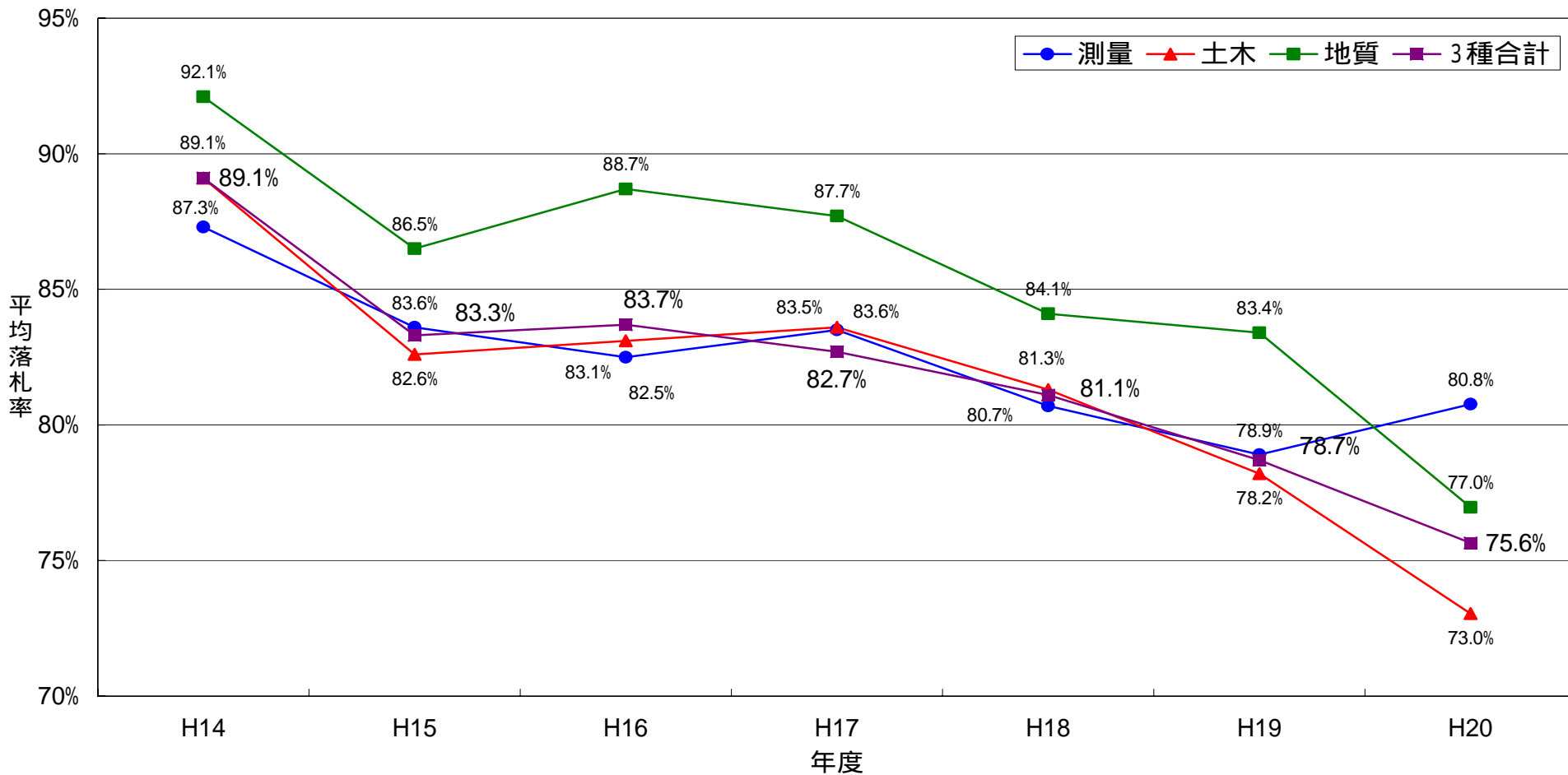
	地域要件	地域貢献度 (企業評価)	地域精通度 (技術者評価)
プロポーザル方式	×	×	(選定時、特定時)
総合評価落札方式	(業務実施可能者数を勘案)	(指名時)	(指名時、入札時)
価格競争方式(簡易公募)	(業務実施可能者数を勘案)	(指名時)	(指名時)

低入札調査基準価格以下の入札に対して品質確保の観点から追加調査をするなどの効果のある低入札対策について検討

低入札による業務の実施が品質低下となる恐れがあることから、業務執行体制の強化の義務づけを図る。



国土交通省直轄の建設コンサルタント業務等の業種別平均落札率推移 (H14～H20)



8地整における予定価格1千万円以上の競争入札による業務が対象(港湾空港は除く)。数値は速報値

(参考) 建設コンサルタント業務等における低入札対策

(1) 低入札価格調査制度の導入

平成19年4月より、予定価格が1000万円を超える競争入札の案件を対象に、低入札価格調査制度を導入。

調査基準を下回る入札があった場合は、入札を留保して低入札価格調査を実施。

主な調査内容: 低入札の理由、入札価格の内訳書、履行体制、過去に受注した業務及び成績状況等。

適切な履行がなされないおそれがある場合は、その者を落札者とせず、次順位者との手続きに移行。

(2) 業務コスト調査の実施

平成20年4月より、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務を対象に実施。

受注者は、業務完了後に完成業務原価や受注業務の売上総利益(損失)及び営業利益(損失)の実態等、業務コスト構造を詳細に把握できる資料を提出する。

業務コスト調査の結果、低入札案件において

・赤字受注の傾向が確認され、品質確保に懸念

新たな低入札対策の導入を検討

・黒字受注の傾向が確認され、品質確保の問題なし

積算基準の見直し

入札契約制度に関する課題

調査・設計における総合評価落札方式の更なる拡大(H20年度実施件数の5倍を目標)を実現するため、以下の課題について検討を行う。

- 1) 実施手順の見直しによる業務の効率化、簡素化については、比較する事例が少なかったことから、平成21年度にいくつかの試行を行った上で検討する。
- 2) 評価項目、評価テーマ数の精査については、平成21年度に更に実施例を積み重ねた上で検討する。
- 3) 設計共同体の活用について検討を行う。

低入札対策

1) 業務コスト調査の実施・分析

かかった費用(コスト)と業務成績、利益の発生状況等を調査する「業務コスト調査」を実施しているところ(約1,000件超)であり、早急にデータの分析・評価を行った上で必要な対策を講じる。

2) 低入札追加対策の検討

しかしながら依然として厳しい低入札状況に直面しており、当面の措置として更なる緊急的な低入札対策の実施について検討を行う。

地域の中小・中堅建設業者が、その保有する人材、機材やノウハウ等を活用し、農業、林業、福祉、環境、観光等の異業種との連携等により、建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や、地域の活性化を図るため、連携事業に関する検討や試行的実施に当たって必要となる経費を助成。

国 (事業資金は(財)建設業振興基金より助成)

協議会

- ・ 地域での連携に向けた合意形成
- ・ 専門家による指導、職員の研修
- ・ 連携事業の実施に当たっての障害除去、資機材の確保・活用、立ち上げ支援
- ・ 販路開拓、広報
- ・ 連携事業の試行的実施
- ・ 地域建設業の活性化方策
- ・ その他

協議会の構成員は以下の通り

建設産業団体 地方公共団体
 農協、森林組合、社会福祉協議会、観光協会 等の関係団体
 3社以上の中小・中堅建設企業 その他必要と認める者
 (、 は必須メンバー(は地域に適切な団体がない場合は不要)、 は任意)

連携事業の実施等による地域建設業の活性化

建設業と地域の元気回復

事業のポイント

1 協議会当たり2,500万円を上限に助成します
 (概算払により助成を受けることも選択可能)

1 協議会当たりの助成金の上限額は2,500万円で、希望により概算払で助成を受けることもできます(あらかじめ精算払か概算払かのどちらかを選ぶ必要があります。)

協議会には「事業管理者」が必要です

助成金の交付申請、資金管理等の責任者として、協議会に事業管理者(法人格を有する建設産業団体又は地方公共団体のいずれか。)を置く必要があります。

事業実施期間は最長で平成23年2月まで

第1次募集で選定された場合、最長で約1年8ヶ月にわたって事業に取り組むことができます。

必要となる機械・器具類の導入も可能です

助成総額の原則1/4以内で可能です(ただし、取得した財産等の処分には一定の制限が課せられます。)

第1次募集は3月26日(木)～5月25日(月)まで

第1次募集では、概ね100件程度を選定予定です。また、今年夏～秋にかけて二次募集を実施する予定です。

建設業と地域の元気回復事業（ユネスコが進める世界ジオパークを支える人づくりプロジェクト）

- 1 ユネスコ支援の下で広がるジオパーク
2001年6月のユネスコ執行委員会で、ユネスコが地質学的に特別意義のある地域や自然公園の発展を推進するメンバー国の努力を支援することが勧告され、以来ジオパークはユネスコの支援の下世界各国で推進されている。
- 2 ジオパークとは
科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園。ジオパークでは、その地質遺産を保全し、地球科学の普及に利用し、さらに地質遺産を観光の対象とするジオツーリズムを通じて地域社会の活性化を目指している。
- 3 世界的な広がり
世界には、57箇所のジオパークが認定。
- 4 日本での動き
まだユネスコから認定されたジオパークはないものの、多くの地域で認定に向けた取組みが始まっている。
- 5 人材育成が急務
地質に関する専門性を有し、かつジオツアーを実施できるガイド能力を有する人材が求められている。



世界のジオパーク
出典：日本ジオパーク連絡協議会HP



日本ジオパーク連絡協議会
出典：日本ジオパーク連絡協議会HP

- 1.地質と景観
地域、地質遺産の保存、自然文化遺産
- 2.運営組織
- 3.情報や環境教育
- 4.ジオツアー
- 5.地域経済の将来性

図-申請の概要

高い知識と教養が必要

今後、日本各地においてジオパーク認定への動きが出る中で、求められる人材が不足することが懸念される。

6 異業種連携による専門人材の育成

地質の専門家集団、(社)全国地質調査業協会連合会と、運輸・宿泊・旅行・学術機関、地域などが連携して、人材に求められる要件整理と、教育プログラムを開発する。また、その運営全般は全地連が行うものとする。



各地のジオパーク



建設業における海外マーケットの持続的な拡大を受け、基本方針2008等を踏まえて、建設業を国際競争力ある成長分野とすべく、我が国建設業の国際展開への支援を抜本的に強化する。

メイドインジャパン戦略展開の必要性

・基本方針2008や経済成長戦略大綱において、建設業について、国際展開を支援し、国際競争力のある成長分野とすることが求められている。

海外建設市場の重要性

・海外建設市場は、アジア、中東等の大きなインフラ需要等を背景に拡大している。(07年度は2年連続過去最高額を更新、約1.7兆円を記録)

建設業の国際展開への人材確保支援

海外建設市場における安定的な事業の実施は、我が国において長年にわたって蓄積されてきた施工等に関するノウハウを熟知するとともに、現地の事情にも精通した優秀な人材なしには困難だが、その確保は容易ではない

海外建設工事等に必要な技術やノウハウを有する人材の安定的な確保が必要

「海外人材情報プラザ」の設置

- ・帰国する在日外国人研修生等
 - ・豊富な経験・知見を持つ海外建設事業従事者OB
- を登録・ネットワーク化

JAPAN建設ブランドの普及への支援

我が国建設業の国際展開には、技術力や高品質・工程管理等の強みや国内外の施工実績を、進出国の政府高官や将来の発注者や地元関連業界等に対して幅広く認知させることが必要

JAPAN建設ブランドの普及による我が国建設業のプレゼンス強化が重要

プレゼンス強化策の実施

- ・トップセールスの実施
 - ・官民合同ミッションの派遣
 - ・国際見本市への参加
- 等

地方・中小企業の海外進出支援

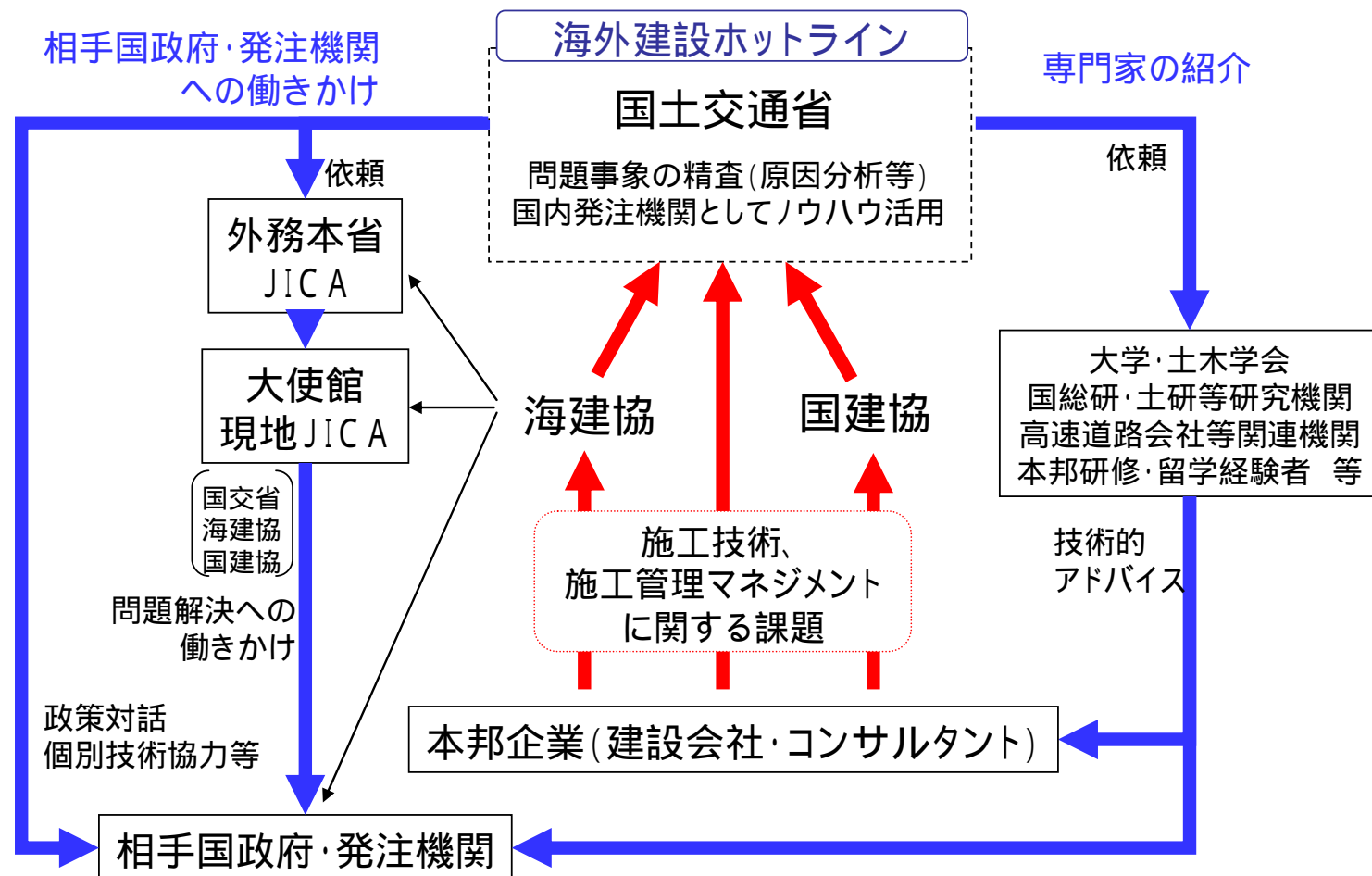
国内市場の縮小に伴い、我が国の地方・中小建設企業は体質強化が急務。こうした中で、自社の保有する優れた建設技術を活かした海外進出も重要な選択肢であるが、海外ビジネスのノウハウ、ネットワーク等がないことなどにより、実現は容易ではない

海外ビジネスのノウハウ等が不足する地方・中小建設企業を支援が必要

海外進出支援策の実施

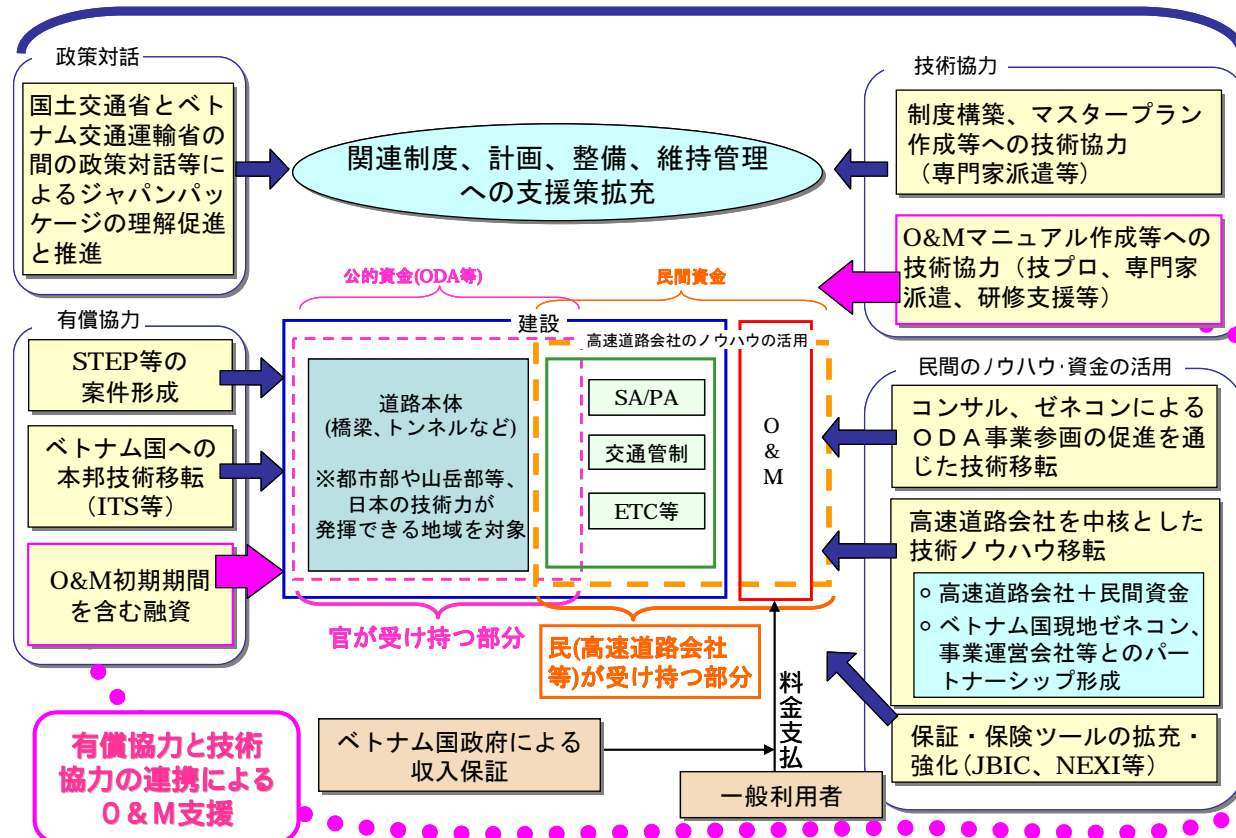
- ・「海外進出ビジョン・マニュアル」の作成
- ・プロジェクト情報の収集
- ・海外の発注者等とのビジネスマッチング 等

・価格競争力の高い新興国の台頭により、海外建設工事の受注に向けた競争が激化する中、官民連携により技術力の一層の強化を図ることが必要であるため、海外建設プロジェクトに係る施工技術、施工管理マネジメントに関する相談窓口として『海外建設ホットライン』を平成21年5月に開設。相手国政府・発注機関への働きかけや、専門家の紹介等を行っているところ。



・我が国の官民が一体となって、海外におけるPPPインフラ整備プロジェクトを推進していくために、官民研究会(ベトナム(道路)、モンゴル(水資源))を平成20年9月に設置。インフラ分野の計画、整備、運営・維持・管理等に係るわが国の技術・ノウハウを活用しつつ、官民が適切な役割分担のもと連携し、事業の上流から下流までを一体的に支援する「ジャパン・パッケージ」として支援していく。

「ジャパン・パッケージ」によるベトナム高速道路への支援
 施策の連携によるパッケージ支援



中間とりまとめ(H21.2)より

国土交通省関係

○地域建設業経営強化融資制度

公共工事請負代金債権を譲渡担保に、融資を受けられます。また、工事の出来高を超えた部分を含め融資が受けられるようになります。

○ファクタリング事業

下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金債権をファクタリング会社がい取りすることで、早期に現金化することが可能となります。また、受取手形をファクタリング会社がい取りする制度も用意しています。

中小企業庁関係

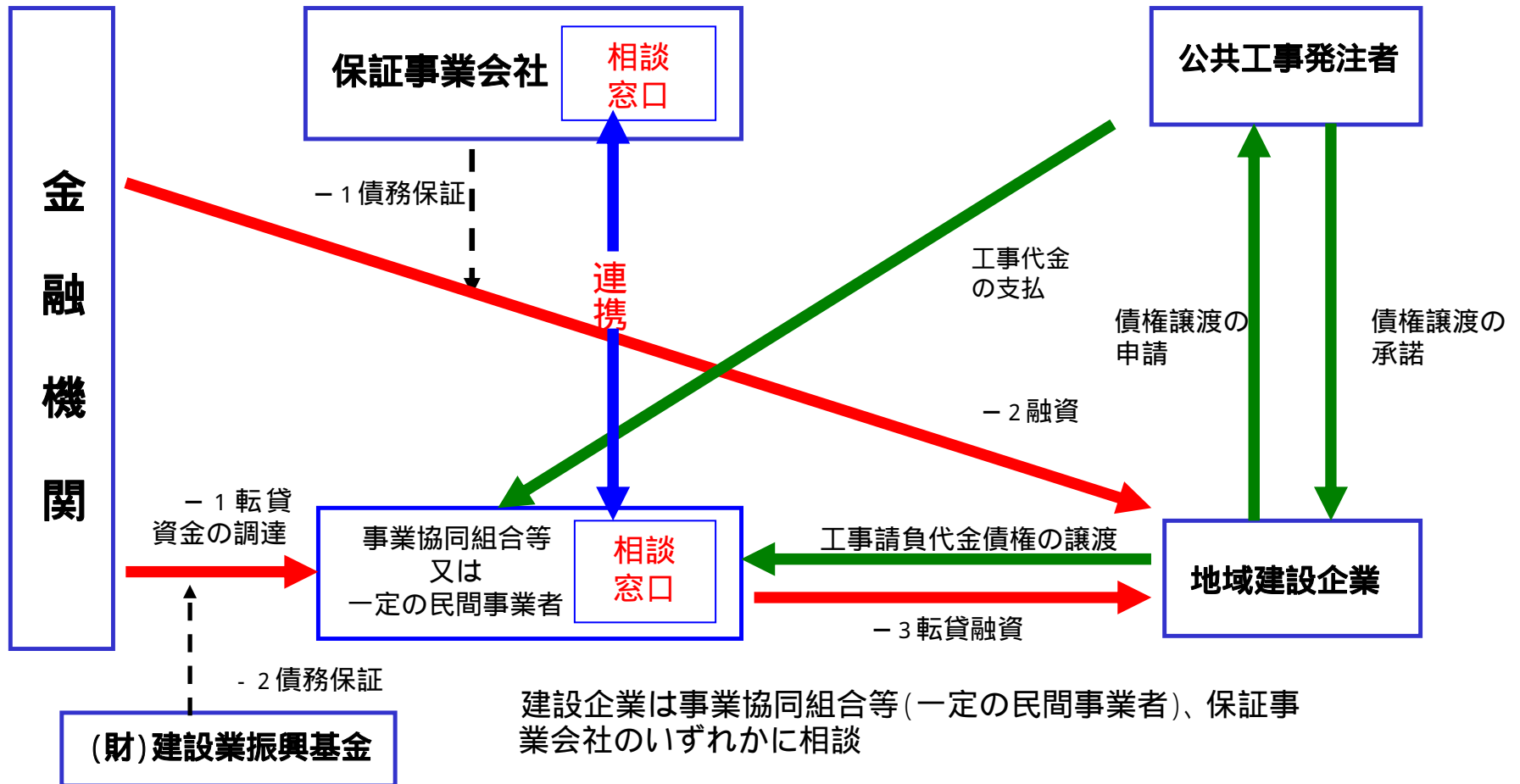
○緊急保証制度

対象業種である等の要件を満たす中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

○セーフティネット貸付制度

一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、政府系金融機関による融資を受けることができます。

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談

建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡

建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資

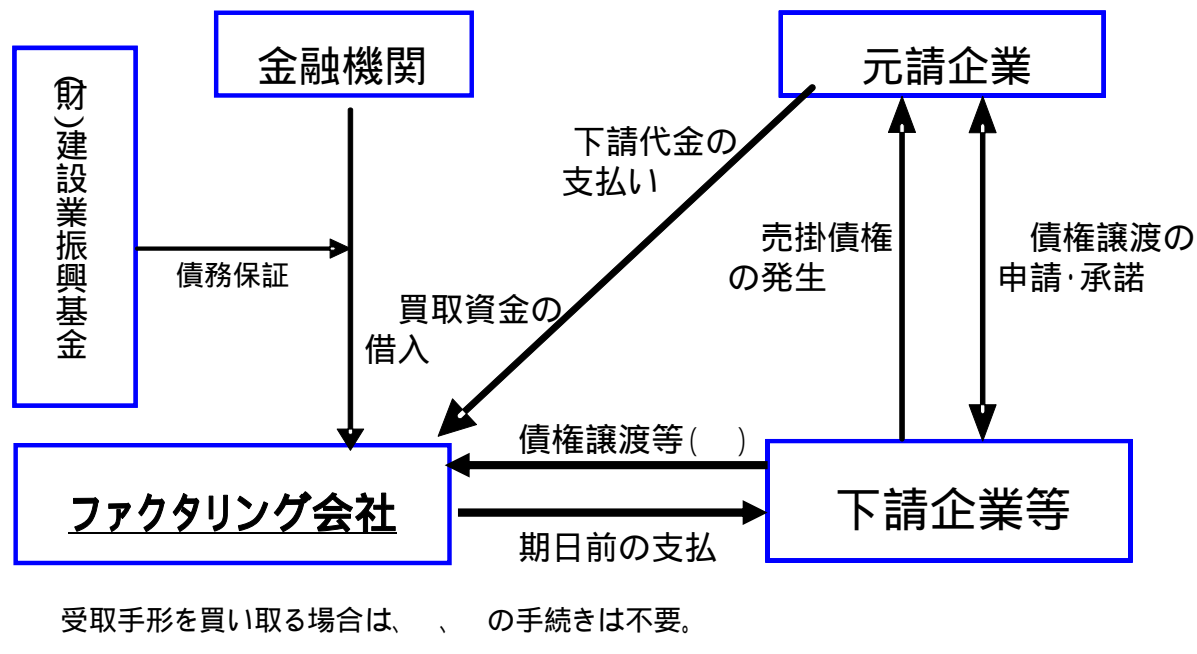
制度の概要

下請企業等が元請企業に対して有する工事請負代金債権の流動化を図り、
 下請企業等の資金調達の円滑化を図る制度
 工事請負代金債権の流動化手法として、
 ファクタリング方式を活用
 ファクタリング: 企業の保有する売掛債権を買い取って、当該企業の資金調達の円滑化を図るための手法

事業実施の流れ

- ・元請建設企業から工事の一部を直接請け負っている下請企業等は、保有する工事請負代金債権（受取手形を含む）を一定の民間事業者（ファクタリング会社）に譲渡。
- ・ファクタリング会社は、下請企業等から譲渡された工事請負代金債権を買取った上で、当該下請企業等に対して下請代金を期日前に支払う（一定の割引を行う）。ファクタリング会社は、当該債権を買取る資金について、（財）建設業振興基金の債務保証を受けて金融機関から調達。
- ・元請企業は、支払期日に下請代金をファクタリング会社に対して支払う。

ファクタリング事業のスキーム図



平成20年11月時点において、本制度においてファクタリング会社として認められているのは以下の3社。

- ・北保証サービス(株)
- ・(株)建設経営サービス
- ・(株)建設総合サービス

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、**経営の安定に支障を生じている中小企業者について保証限度額の別枠化等を行う制度**

経済対策に伴い、従来のセーフティネット保証制度を抜本的に見直し、拡充

1. 対象となる中小企業者（抄）

- ・ 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ・ 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
 - **測量業**
 - **建築設計業（建設コンサルタントを含む。）**
 - **その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る。）**

2. 保証料率

概ね1%以内で、各保証協会毎及び各保証制度毎に定められている。

3. 保証限度額

（一般保証限度額）			（別枠保証限度額）	
普通保証	2億円以内		普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内	+	無担保保証	8,000万円以内
無担保無保証人保証	1,250万円以内		無担保無保証人保証	1,250万円以内

平成21年4月10日に決定された「経済危機対策」において、8,000万円を超える無担保保証のニーズに対して、普通保証での無担保保証に柔軟な対応を行うことが追加された。

4. 手続きの流れ

本店（個人事業主は主たる事業所）所在地の市町村（又は特別区）の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等があれば添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要

5. 問合せ先

各都道府県等の信用保証協会
中小企業庁金融課

改正建築基準法の施行に伴い、全国的に建築関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、建築関連中小企業者への金融の円滑化を図るため、セーフティネット保証（5号）の対象業種として、測量業、建築設計業（建設コンサルタントを含む）、その他の土木建築サービス業（地質調査業に限る）等を追加指定（平成19年11月）。

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業者に対し融資を行う制度

1. 概要

資金名	融資対象者	融資限度 (特別利率適用限度)	融資期間 (据置期間)	主な利率
経営環境変化 対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方 新たに設置された「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」など、特別相談窓口の対象者	中小企業事業 7億2千万円 国民生活事業 4,800万円	設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 8年以内 (3年以内)	基準利率 基準利率-0.3%
金融環境変化 対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方	中小企業事業 3億円(別枠) 国民生活事業 4,000万円(別枠)	設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 8年以内 (3年以内)	基準利率 基準利率-0.3%
取引企業倒産 対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	中小企業事業 1億5,000万円(別枠) 国民生活事業 3,000万円(別枠)	運転資金 7年以内 (1年以内)	基準利率

2. 問合せ先

株式会社日本政策金融公庫 全国各店舗

建設投資の減少、価格競争の激化、金融機関の融資姿勢の厳格化や不動産業の業況悪化等により、地域の中小・中堅建設企業をとりまく経営環境はかつてない厳しい状況であり、建設企業が直面する複雑かつ高度な経営課題に対応した支援体制を整備。

内 容

特別相談体制の整備

建設業緊急相談窓口の設置

緊急窓口を設置し、経営分析・指導のスキルをもつ者が、経営改善のための相談等に対応。

専門家の派遣要請



専門家派遣制度の創設

弁護士、公認会計士等の専門家を企業に派遣し、複雑かつ高度な相談に対応。

対応事例、ノウハウの還元



ワンストップサービスセンター事業の拡充

- ・従来実施しているワンストップサービスセンター事業(中小企業診断士等による無料相談)の継続
- ・経営コンサルタントや金融機関OB、マーケティングの専門家等、建設企業の求めるニーズにあったアドバイザーを追加。

マニュアルの整備、セミナーの開催

経営改善マニュアルの作成

経営改善を検討している建設業者の役に立つ、建設業における特有の事情を踏まえたマニュアルを作成。

建設業経営革新セミナーの実施

異業種との連携等の経営革新に関する実践的なセミナーを実施。

「専門工事業者の経営力向上研修会テキスト」

平成19年度に、全国の専門工事業者を対象にして、専門工事業者の見積と原価管理の実態等を把握することを目的にヒアリング調査を実施し、当該調査等をもとに「専門工事業者の経営力向上研修会テキスト」を作成。

< テキストの概要 >

- ・ 専門工事業者の見積と原価管理の実態
 - 実態調査の概要、実態調査結果の概要、「施工条件・範囲リスト」・「実行予算書」を活用した好事例、実態調査結果のまとめと課題
- ・ 専門工事業者の経営力向上を図るための提言
 - 施工条件・範囲リストによる見積条件の明確化、実行予算書による原価管理、工事進行基準による収益の認識、自立した積極経営に向けて

専門工事業者の経営力向上研修会

専門工事業者の経営力向上、特に原価管理の徹底による利益追求意識の醸成を目的として、「専門工事業者の経営力向上研修会テキスト」を活用した研修会を開催

「建設専門業の経営革新支援研修会」((社)建設産業専門団体連合会)の中の一講演として実施

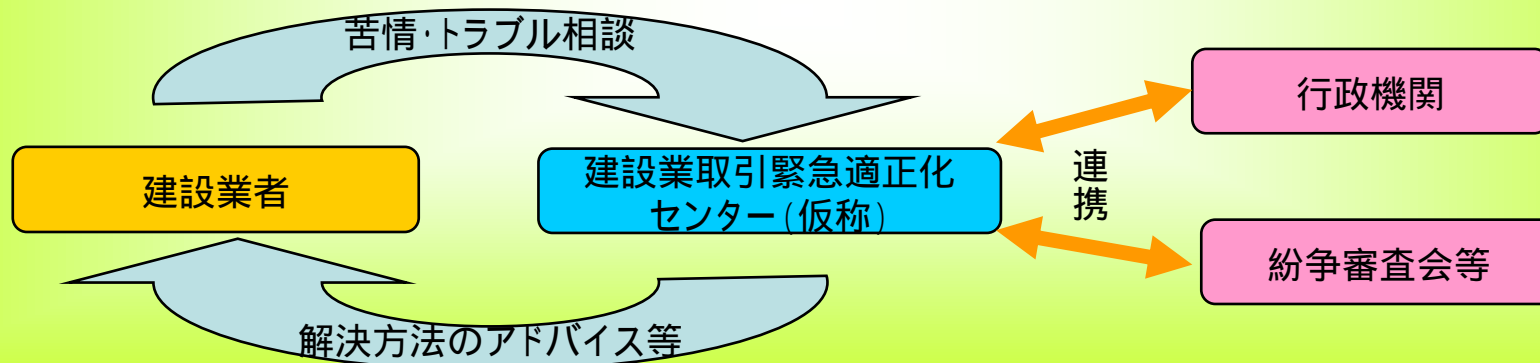
< 研修会開催実績 >

- ・ 開催時期 平成21年1月～2月
- ・ 開催場所 全国10都市(地方整備局等所在都市)
- ・ 研修会・経営相談会の内容
 - 「安心実現のための緊急総合対策・建設業法令順守ガイドライン」
 - 「地域建設業経営強化融資制度」
 - 「建設雇用改善助成金制度の活用」
 - 「建設業退職金共済制度の活用」
 - 「専門工事業者の経営力向上を目的とする調査報告・経営相談会」

建設業取引緊急適正化センター(仮称)の設置

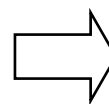
弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切かつ迅速なアドバイス及び解決

- ・取引上の苦情や下請代金不払等トラブルに関する対応
- ・紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス
- ・建設業法、関係法令違反に対する行政機関の紹介
- ・あっせん、調停、仲裁等の希望者に対する紛争審査会の紹介
- ・事案のうち建設業法19条の3(原価割れ契約)に該当する事案の分析
- ・全国8箇所程度(当初予算の2箇所に6箇所を追加。なお、北海道、四国には支所を各1箇所設置)



政府全体としても下請取引の適正化を重点課題

- ・成長力底上げ戦略推進(基本構想)(H19.2) 官邸
- ・経済財政改革の基本方針2007(H19.6 閣議決定)
- ・経済財政改革の基本方針2008(H20.6 閣議決定)



元請下請関係の適正化により、**中小建設業者の生産性を向上させ中小建設業者全体の底上げを図る**

違反情報収集体制の強化

- ・各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴収を実施
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

駆け込みホットライン

建設業法違反通報窓口

- ◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報!!

TEL. 0570-018-240
(イ ハン) (ツウ ホウ)

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います。

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。



元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

「建設業法令遵守ガイドライン」に掲載されている法令違反、または法令違反のおそれがある事例

※「建設業法令遵守ガイドライン」は国土交通省のホームページに掲載されています。

- 見積条件の提示**
 - ・不明確な工事内容の提示等により下請負人に見積りを行わせた
 - ・法令で定められた見積期間より短い期間で下請負人に見積りを行わせた
- 当初契約**
 - ・下請工事に關し、書面による契約を行わなかった
 - ・工事着手後又は工事終了後に契約書面を相互に交付した
- 追加・変更契約**
 - ・追加工事又は変更工事が発生したが、変更契約を行わなかった
- 工期変更に伴う変更契約**
 - ・工期の変更に伴い下請工書の費用が増加したが、書面による変更契約を行わなかった
- 不当に低い請負代金 / 指値発注**
 - ・元請負人の一方的な強要による合理的な根拠もなく、下請負人の見積額や従来の取引価格を著しく下回る額で下請契約を締結した
 - ・工事着手後又は工事終了後に下請負人の協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した
- 不当な使用資材等の購入強制**
 - ・下請契約締結後に、下請工事に使用する資材・購入先等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった
- やり直し工事**
 - ・元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた

●赤伝処理

- ・下請代金の支払の際、施工に伴い発生した建設廃棄物の処理費用、銀行振込手数料等を一方的に下請代金から差し引いた
- ・下請代金の支払の際、下請負人が使用した駐車場や宿舍使用料等を実際にかかった金額より過大に差し引いた

●工期

- ・下請負人の責めに備すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことにより発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた
- ・元請負人の不十分な施工管理等により下請工書の工期が不足した場合に、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結した費用を一方的に下請負人に負担させた

●支払保留

- ・工事目的物の検査、引渡しを終了後、下請負人に対し、長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない

●長期手形

- ・120日を超える割引困難な長期手形により下請代金を支払った



工場の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の管理技術者等が設置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している
- ・元請の一般建設業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等



虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している
- ・虚偽の内容で得た経営事項審査の結果を公共工事の発注者に提出している 等

策定の趣旨

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

ガイドラインの内容

(1) 建設業法の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積り条件の提示、契約締結といった以下の10項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説し、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 見積もり条件の提示 | 6. やり直し工事 |
| 2. 書面による契約締結 | 7. 赤伝処理 |
| 3. 不当に低い請負代金 | 8. 支払保留 |
| 4. 措置発注 | 9. 長期手形 |
| 5. 不当な使用材料等の購入強制 | 10. 帳簿の備付け及び保存 |

(2) 関連法令の解説として、以下の内容を掲載

- ・独占禁止法との関係について
- ・社会保険・労働保険について

(3) 建設業の下請取引に関し留意すべき以下の関連条文等を掲載

- ・建設業法
- ・建設工事標準下請契約約款
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ・建設業の下請け取引に関する不公正な取引方法の認定基準
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」

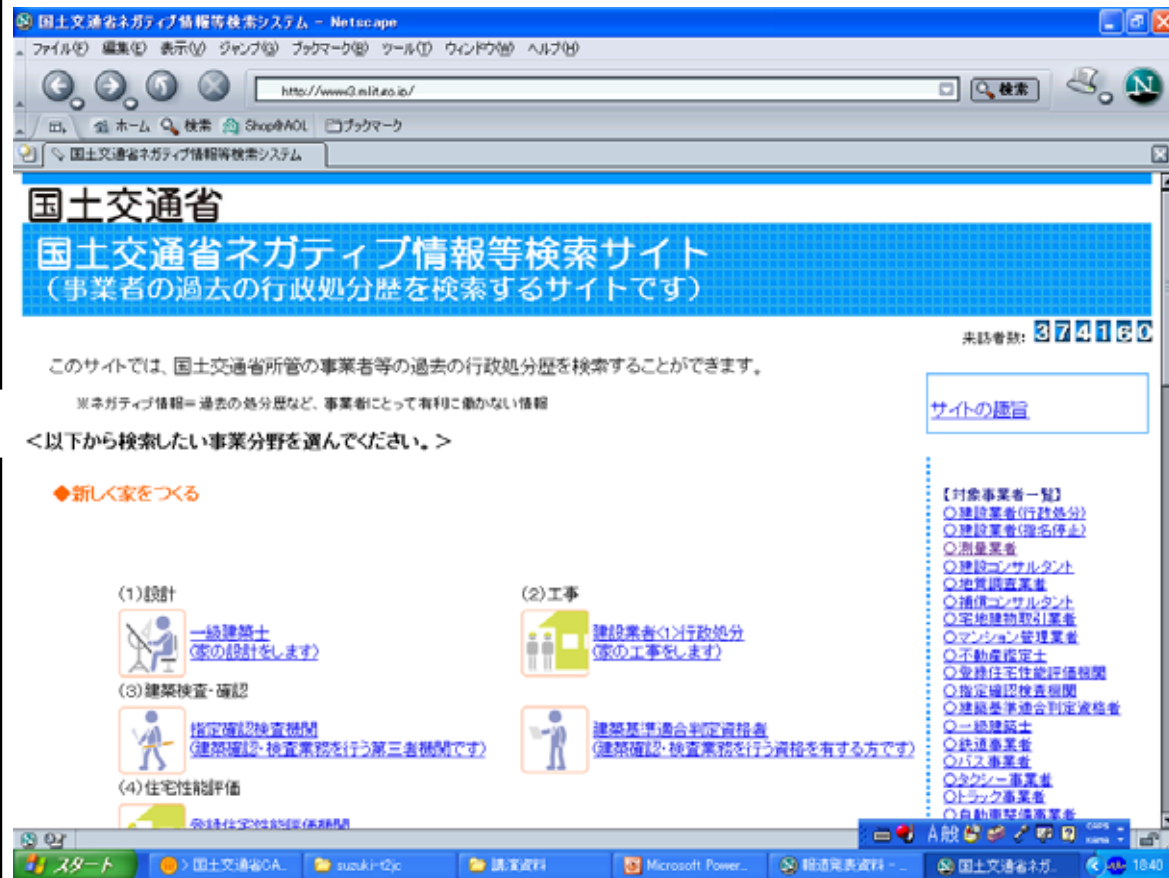
国土交通省及び地方支分部局のホームページに点在する事業者の過去の処分歴等の「ネガティブ情報」を一元的に集約したポータルサイト

1. 公開対象情報

- ・ 全ての行政処分
- ・ 個別の事業者に対する社会的影響の大きな行政指導
- ・ 道路運送車両法違反に係る刑事告発
- ・ 国土交通省直轄公共工事の指名停止

2. 対象事業分野(20分野)

- ・ 建設業者
 - ・ **測量業者**
 - ・ **建設コンサルタント**
 - ・ **地質調査業者**
 - ・ 不動産鑑定士
 - ・ 宅地建物取引業者
- 等



URL: <http://www.mlit.go.jp/negative/negative.html>